

令和4年1月1日現在

総 社 市 中 小 企 業  
保 証 融 資 制 度 の  
ご 案 内

総社市中小企業保証融資制度は、市内の中小企業者の金融難の緩和と経営の合理化のための設備近代化を促進し、その育成振興を図るため必要な資金を融資する制度です。

また、この制度は、岡山県信用保証協会の保証を付けることにより、金融機関より有利な条件で融資が受けられる制度です。

総社市 産業部  
企業誘致商工振興課  
TEL 0866-92-8276

区分	資金名	小 口 資 金		
1. 対 象		① 市内に住所を有し、市内で同一の事業を1年以上営み、市税を完納していること		
		② 岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること ※別紙一覧を参照		
		③ 不渡り処分により金融機関と取引停止となっていないこと		
		④ 岡山県信用保証協会に対し代位弁済による債務を負っていないこと		
2. 資金 使 途	運転資金 ・ 設備資金			
3. 融 資 金 額	一中小企業 1,000万円以内			
4. 融 資 利 率	年1.50%			
5. 保 証 料	保証協会の定めによる			
6. 融 資 期 間	10年(据置1年を含む)			
7. 連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる			
8. 担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
9. 申し込みに必要な書類 ◎は必ず添付 ○は該当の場合	提 出 書 類	個 人	法 人	
	① 信用保証申込書	◎	◎	
	② 納税証明 (市民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等)	◎	◎	
	③ 前期の決算書, 最近の残高試算表及び科目内訳書		◎	
	④ その事業に係る決算書及び確定申告書の写し	◎		
	⑤ 法人登記簿(初めて申し込む場合)		○	
	⑥ 申込人世帯全員の住民票(初めて申し込む場合)	○		
	⑦ 受注工事明細書(建設業関係)	○	○	
	⑧ 必要資金の見積書等(設備資金の場合)	○	○	
	⑨ 連帯保証人の住民票抄本	○	○	
	⑩ その他, 審査に必要な書類	○	○	
10. 保証料補給金	資金用途が設備資金の場合, 保証料の補給を受けることができます。  提出書類 { 保証料補給金交付申請書・保証料支払証明書 保証料補給金請求書 設備設置に伴う領収書			

区分	資金名	特 別 小 口 資 金	
1. 対 象		① 市内に住所を有し、市内で同一の事業を1年以上営み、市税を完納していること	
		② 岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること ※別紙一覧を参照	
		③ 不渡り処分により金融機関と取引停止となっていないこと	
		④ 岡山県信用保証協会に対し代位弁済による債務を負っていないこと	
		⑤ 従業員の数が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第1号及び第2号に定める人数であること ※別紙一覧を参照	
		⑥ 過去に融資を受けた特別小口資金の融資金を完済していること	
		⑦ 過去1年間の市民税の所得割税額が課税されていること	
		⑧ 他の融資制度で岡山県信用保証協会の保証を利用していないこと	
2. 資金用途	運転資金		
3. 融資金額	一中小企業 300万円以内		
4. 融資利率	年1.50%		
5. 保証料	保証協会の定めによる		
6. 融資期間	10年(据置1年を含む)		
7. 連帯保証人	不要		
8. 担保	不要		
9. 申し込みに必要な書類 ◎は必ず添付 ○は該当の場合	提 出 書 類		個 人
	① 信用保証申込書		◎
	② 納税証明 (市民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等)		◎
	③ 前期の決算書, 最近の残高試算表及び科目内訳書		◎
	④ その事業に係る決算書及び確定申告書の写し		○
	⑤ 申込人世帯全員の住民票(初めて申し込む場合)		○
	⑥ 受注工事明細書(建設業関係)		○
	⑦ その他, 審査に必要な書類		○
10. 保証料補給金	提出書類 { 保証料補給金交付申請書・保証料支払証明書 保証料補給金請求書		

## ご利用の 手続き

### ◎ 申し込み

申込書に必要な書類を添えて取扱金融機関又は直接岡山県信用保証協会に申し込んでください。

### ◎ 審査

岡山県信用保証協会により審査が行われます。  
事業内容や資金の用途についてお尋ねすることがありますので、帳簿などの関係書類をそろえ審査にご協力ください。

### ◎ 保証承諾

岡山県信用保証協会の保証が決定すると、取扱金融機関に信用保証書が送付されます。

### ◎ 融資実行

取扱金融機関で借入の手続きを行ってください。

※設備の近代化を行うための設備資金及び特別小口資金の融資を受けた場合

### ◎ 保証料申請

信用保証料を支払後、市へ保証料補給申請を行ってください。

### ◎ 保証料補給

申請に基づき保証料補給金を交付します。

## 申し込み・ 相談窓口

融資の申し込みは、直接、取扱金融機関又は岡山県信用保証協会へ行きます。

#### ○ 取扱金融機関

中国銀行	} 総社市内の 本店・各支店
トマト銀行	
百十四銀行	
吉備信用金庫	

#### ○ 岡山県信用保証協会 倉敷支所

倉敷市大島54-2

TEL 086-425-3103

(保証の申込…業務課

保証相談 …保証課)

市への相談・問い合わせ

産業部企業誘致商工振興課

TEL 0866-92-8276